

「障がい者就労支援ガイドブック」を作成しました！！／



©2014 大阪府もずやん

障がいのある人が一般企業へ就職すること・
安心して働き続けることを叶えるために、
支援者としての心構えや、就労支援に役立つノウハウを
盛り込んだガイドブックを作成しました。



初任者におすすめ！

読みやすい！

すぐ使える！



就労移行支援事業所・
就労定着支援事業所向け

就労継続支援事業所
(A型・B型)向け



対象者

障がい者の就労支援に携わる方

- ・ 就労移行支援事業所の支援者
- ・ 就労定着支援事業所の支援者
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)の支援者
- ・ 障害者就業・生活支援センターの支援者
- ・ 指定特定相談支援事業所の支援者
- ・ 支援学校の進路指導の担当者
- ・ 市町村障がい福祉関係課の担当者

など

ガイドブックのダウンロード

ダウンロードはこちらから：[大阪府ホームページ「障がい者就労支援ガイドブック」](#)

大阪府 障がい者就労支援ガイドブック

検索

スマホ・タブレットからも
ご覧いただけます。



ガイドブックの内容(目次)は
次ページ(裏面) ➡

©2014 大阪府もずやん



問合せ先

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労支援グループ

TEL:06-6944-9178 FAX:06-6942-7215 メール: jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

就労移行支援事業所・就労定着支援事業所向け

- 序章 就労支援員としての心構え
- 第1章 就労までの流れ
 - ① 入所
 - ② 個別支援計画の作成(入所から就労前実習まで)
 - ③ 面談のポイント(就労支援で使えるテクニック)
 - ④ 所内訓練
 - ⑤ 体験実習
 - ⑥ 教えて社長！！～企業の視点から～
 - ⑦ 求職活動
 - ⑧ 就労前実習
 - ⑨ 就労・定着
- 第2章 地域連携
- 第3章 就労支援の「Q&A」
 - ・ 利用者のモチベーションを上げるには？
 - ・ 早期就職を希望する方への対応は？
 - ・ ビジネスマナーは不十分だが「仕事ならできる」と言う方への対応は？
 - ・ やりたい仕事がコロコロ変わってしまう方への対応は？
 - ・ 要求、要望が多い方への対応は？
 - ・ ハローワークはどう活用すれば良い？
 - ・ 障がい者枠と一般枠って何が違うの？
 - ・ 地域の支援機関とのつながりを作る良い方法は？
 - ・ 障がいの理解や受け止め方、良い伝え方は？ 他
- 第4章 大阪府の取り組み
- 第5章 参考資料集

就労継続支援事業所(A型・B型)向け

- 第1章 就労継続支援事業所として
- 第2章 支援者としての心得
- 第3章 日中活動から
- 第4章 地域連携
- 第5章 当事者・家族にとっての「就労」
- Q&A
 - ・ 日中活動で精一杯です。就職活動はどうすればいいですか？
 - ・ 支援者に就労支援の経験がありません。どのように支援を進めていけばいいですか？
 - ・ 一般就労につながれば利用者が減ります。運営はどうしたらいいですか？ 他
- 事例集
 - ・ 日中活動を通じて再就職をサポートした事例
 - ・ 就労継続支援事業所を利用中の一般就労へのモチベーション維持
 - ・ 社会復帰イメージと一緒に描いた個別支援
 - ・ 企業の立場に立ったアセスメントの必要性を学んだ事例
 - ・ これで良かったのか？という気持ちが残る事例 他
- 大阪府の取り組み
- 障害者総合支援法等の改正について(情報提供)
- 参考資料



©2014 大阪府もずやん

重度障がい等がある方へ 通勤支援や職場等における支援を実施します！

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

対象者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている方

支援対象範囲

就労形態	支援種別	対象範囲
民間企業に 雇用されている方	通勤支援	独立行政法人 高齢・障害求職者雇用支援機構(JEED)の障害者雇用納付金制度に基づく助成金(※)を活用しても、雇用継続に支障が残るとしてさらに支援を必要とする場合に、障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援が受けられます。
	職場等における支援	
自営業を されている方	通勤支援	障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援が受けられます。
	職場等における支援	

※ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金による支援の対象範囲(職場等における支援の例)
：PC等情報処理機器の準備・調整、情報アクセス入力、代読・代筆・録音図書の作成、業務上の移動・外出に係る付き添い等

事業の実施有無や、利用者の負担額等の詳細は市町村によって異なります。

【参考】令和7年度実施市町村：大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、池田市、泉大津市、富田林市、和泉市、箕面市、大阪狭山市

問合せ先

- 本事業の利用を希望する方がお住まいの市町村
- 大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労支援グループ
TEL:06-6944-9178 FAX:06-6942-7215 メール: jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp



大阪府工賃向上計画支援事業

働く障がい者を支援されるみなさんをサポートする大阪府の取り組みを紹介します。
ホームページやメールマガジンでも情報発信をしていますのでぜひご覧ください。

大阪府工賃向上計画支援 ホームページ
<https://l-challe.com/kouchin/>



取り組みのご紹介

1. 計画づくりや計画を効果的にすすめるための 相談窓口を設けています

大阪府工賃向上計画支援事業では、工賃向上に向けた福祉施設の取り組みを支援するため、電話での常設相談窓口を開設しています。工賃向上をすすめるにあたっての様々な課題や悩み事についてお聞きしています。また、必要に応じて経営コンサルタントや技術支援者等の専門家の派遣も行っております。事業についてのお尋ねも常設相談窓口にお問合せください。

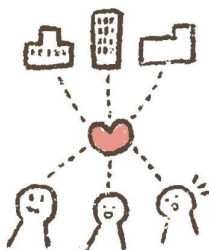
☎ 06-6949-3551

お気軽にお電話ください



2. 共同受注窓口の運営

受発注コーディネーターを配置して、企業や官公庁からご依頼いただいたお仕事を府内の福祉施設とつないでいます。請負作業や製品の出店販売などさまざまなお仕事について取り扱っています。また、府内にある他の共同受注窓口との連携を進めるため、



市町村共同受注ネットワーク会議を開催しています。まだご参加でない共同受注窓口の方はぜひご参加ください。

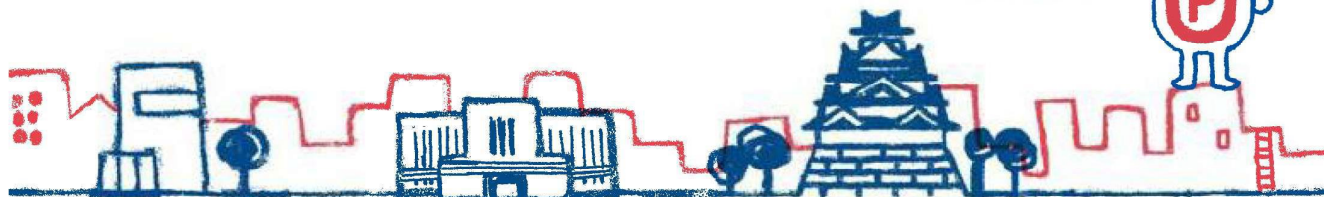
— おおさか障がい者 就労施設ガイドって？ —



“おおさか障がい者就労施設ガイド”は府内の障がい者施設で取り組まれているお仕事を紹介しています。
(*掲載は施設からの届出による。掲載料は無料)
市町村や業務の種類によって検索ができ、お仕

事のパートナーを探しておられる方にとって大変便利なウェブサイトです。

<https://kyodoweb.sakura.ne.jp/>





3. こさえたんを 広げよう

大阪府では、障がい福祉施設でつくられた製品を「こさえたん」という愛称で呼んでいます。多くの人にこさえたんを通じて働く障がい者の状況や福祉施設の取り組みを伝え、製品の購入や応援をしていただけるよう呼びかけています。



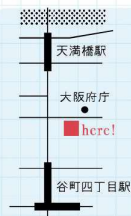
福祉のコンビニこさえたん



大阪府庁別館1階に「福祉のコンビニこさえたん」があります。平成29年4月にオープンして以来、ランチタイムのパンやお弁当の販売、その他焼き菓子や雑貨などの委託品販売でこれまでたくさんの人にご来店いただき製品をご購入いただいています。売り上げも年々伸びて、福祉のコンビニこさえたんは事業における製品販売の拠点として活動しています。なお、福祉のコンビニこさえたんに出品するには事前の申し込み・審査が必要となります。出品の申込情報は、以下の大阪府ホームページで確認してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaitann/kosaitann.html>

こさえたんweb shop もやっています →
「福祉のおかしの定期便 こさえたんのおやつ」
<https://kosaitan.base.shop/>



福祉のコンビニ こさえたん

営業日時 / 月～金 11:00～17:00
休業日 / 土日祝日
〒540-0008
大阪府大阪市中央区大手前 3-2-12
大阪府庁別館 1 階



こさえたんロゴマークを 活用しよう

福祉施設や製品の販売店等が製品の販売促進などにこさえたんロゴマークを使用する場合にはあらかじめ大阪府に対して申請をして認証を受けることが必要です。ロゴマークの認証は福祉のコンビニに出品する際の要件にもなっています。こさえたんロゴマークの申請につきましては大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課までお尋ねください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaitann/rogomaku.html>



こさえたんサポーター 募集中!

こさえたんサポーターは、こさえたんを購入したり、他の人におすすめしたりするこさえたんの応援団となる人です。大阪府ではこさえたんサポーターに登録する人を増やすことでたくさんの人にこさえたんの魅力を知っていただきたいと考えています。あなたもぜひこさえたんサポーターに。周りの人にもおすすめください。

サポーター登録はコチラから→



Facebook



@fbcosaitan

Instagram



@cosaitan



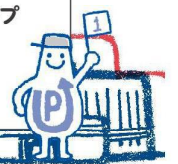
お問い合わせ

エル・チャレンジ共同企業体

〒540-0006 大阪市中央区法門坂一丁目1番18号
TEL : 06-6949-3551 FAX : 06-6920-3522
mail : kouchin@l-challenge.com
URL : <http://www.l-challe.com/kouchin>

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課就労支援グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前3-2-12 大阪府庁別館1階
TEL : 06-6944-2095 FAX : 06-6942-7215



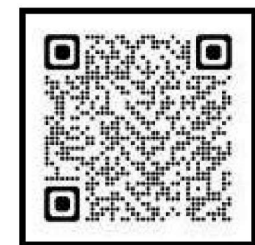
「おおさか障がい者就労施設ガイド」で、府内の福祉施設を紹介しています！

府内の福祉施設の情報を掲載！商品、受注業務、ショップなど、目的別・地域別に検索できます！



<https://kyodoweb.sakura.ne.jp/>

企業や、障害者優先調達推進法に基づく調達をする市町村等に、参考ホームページとして紹介しています。
府内の福祉施設の情報掲載は無料です。



おおさか障がい者
就労施設ガイド

お問い合わせ・掲載の申込み:大阪府工賃向上計画支援事業 事務局(エル・チャレンジ共同企業体)
TEL:06-6949-3551 mail:kouchin@l-challenge.com

1. こさえたんロゴマークについて

平成26年度に、これまで授産製品と呼ばれていた障がい者施設で作った製品の愛称を公募し、

「こさえたん」と名付けました。

また、ロゴマークを作成して「こさえたん」の認知度の向上にも取り組んでいます。

※「こさえたん」とは、大阪弁で「つくる」という意味の「こさえる」からもじった名称です。



<こさえたんロゴマーク使用登録事業所 大募集!!>

各事業所でつくられた製品に「こさえたんロゴマーク」を貼付いただき、「こさえたん」の認知度アップにご協力をお願いします。

- 【特典1】事業所で製作した製品にこさえたんロゴマークの貼付が可能！
- 【特典2】各事業所 **イチオシの製品** を大阪府ホームページに掲載！！
- 【特典3】ロゴマーク登録事業所へ **出店募集** などをお知らせします！！

2. 「おおさか障がい者就労施設ガイド」のご紹介



「おおさか障がい者就労施設ガイド」は、大阪府内の障がい者就労施設（就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター）の情報を掲載しています。

<主な掲載内容>

- ・事業所の基礎情報
- ・事業所のおすすめ製品
- ・請け負うことができる仕事の紹介
- ・販売店の紹介 など

○初期登録を希望される場合は、「一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構（大阪府委託事業者）」へご連絡ください。

電話：06-6949-3551

○掲載後は、事業所にてお渡しする「更新方法のマニュアル」を参考に、必要に応じて更新作業することが可能です。

3. 大阪府庁内アンテナショップへの出店事業所募集



府庁別館1F「福祉のコンビニ(こさえたん)」

大阪府庁別館1Fでは「福祉のコンビニ こさえたん（平日11:00～17:00）」を開設しています。府内の各事業所で作られた製品がたくさん販売（委託販売）されています。

事業所で作られたおススメの「焼き菓子」や「雑貨」などの販売先としてご検討ください！

※販売にあたっては審査があります。

こさえたんロゴマークの使用登録申請
「福祉のコンビニこさえたん」での出店
を希望される場合は、

大阪府 こさえたん



「大阪府障がい者サポートカンパニー」登録のご案内



登録要件

- (1) 大阪府内に本社または事業所を設置していること。
 - (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。
 - (3) 大阪府が実施する障がい者の雇用及び就労支援施策等への協力又は協力意思があること。
- ※ハローワークに障がい者雇用状況を報告する義務がない企業等も登録できます。

優良企業登録について

さらに、次のいずれかの要件を満たしている企業等は「大阪府サポートカンパニー優良企業」として登録できます。

- (1) 毎年1人以上障がい者（支援学校等生徒含む）の実習を受け入れていること。（申請日から過去2年間）
- (2) 障がい者就労施設等への物品または役務の発注実績が合計25万円以上であること。（申請日から過去2年間）
- (3) 法定雇用数を超える障がい者を雇用していること。
 - 常用雇用労働者数300人未満の事業者 ⇒ 法定雇用障がい者数を1人以上超過して雇用
 - 常用雇用労働者数300人以上の事業者 ⇒ 法定雇用障がい者数を2人以上超過して雇用
- (4) 登録申請日時時点で大阪ハートフル基金事業協定を締結していること。
- (5) 次のいずれかの大阪府施策に協力していること。（詳しくはホームページをご覧ください。）
 - 大阪府が主催する障がい者雇用・定着支援にかかる各種研修事業 ○ 精神障がい者社会生活適応訓練事業
 - ハートフルオフィス推進事業 ○ 難病患者の雇用
 - 文化芸術活動を活かした障がい者の就労支援事業 ○ 手話の普及

※対象融資メニューのご利用には、「優良企業」の登録が必要です。

◆ハートフル企業顕彰（知事表彰）の表彰者選考にあたって、「登録」「優良登録」企業等にはそれぞれ加点があります。

《就労継続支援A型事業所の場合》

※「登録」及び「優良登録」の要件については、ホームページをご覧ください。

大阪府 サポートカンパニー 検索

登録の有効期間

◆登録日から起算して2年を経過した日以降の最初の3月31日まで。

登録の方法

登録申請書に必要事項を記入し、インターネット申請（推奨）、メール、郵送又は持参で提出してください。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。

大阪府 サポートカンパニー 検索

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>



登録の決定後、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」または「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証」を送付します。

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

《問合せ先》

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課
TEL : 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
TEL : 06-6944-9178

《送付先》

〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
就労・IT支援グループ

障がい者の雇用や就労支援に
積極的に取り組む企業を募集中！

障がい者の「働きたい」を
一緒に応援しましょう！



お問い合わせ先

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 06-6944-9178

大阪府 サポートカンパニー 検索



※詳しくは障がい者サポートカンパニーホームページをご覧ください。
 ※ご利用については、融資もしくは保証をお約束するものではありません。
 ※大阪信用金庫「働き方改革支援融資いさいま」については「大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業」も対象となります。

■大阪府ITステーション

～障がい者ICTサポート～

大阪府ITステーションでは、府内の障がい者やそのご家族・支援者を対象として、障がい者のデジタルデバイス解消やICT技術を活用した障がい者の自立や社会参加に向けた「障がい者ICTサポート総合窓口」を設置しています。

ICT機器に関する相談、機器の展示・体験・貸出、訪問支援、ICT講習会などを実施していますのでお気軽にご相談ください。



まずはご相談ください!! TEL 06-6776-1238

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター FAX 06-6776-1231
大阪府ITステーション E-mail: itshien@itsapoot.jp
WEB: http://www.itsapoot.jp

〒543-0002 大阪市天王寺区上浮4丁目4-1
(夕陽丘馬場駅前改築専門校内1階の一部及び2階)

社会福祉法人 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターが運営しています。

受付時間：内線から通話 午前9時～午後5時30分
機器貸出：内線から通話 午前9時～午後5時30分
休館日：土曜・日曜・休日・年末年始



大阪府 ICT機器の操作が難しい障がいのある方 そのご家族・支援者向け

(障がいのある方が大阪府内に住んでいること)

障がい者のICT機器利用をサポートします!



大阪府ITステーションでは、障がいのある方がICT機器(パソコンやタブレット等)を操作しやすくなるための支援機器やソフトの相談、支援を行っております。代表的な支援機器やソフトの展示・体験も行っていますので、お気軽にご連絡ください。ご家族や支援者の方からの相談も可能です。



ホームページ
はこちら!



ICT支援の総合窓口

障がいのある方や支援者からの電話・来所相談対応やICT機器等の情報提供を行います。



機器展示・体験

ICT支援機器を展示しています。障がいに応じた様々な機器の使用体験ができます。



機器貸出

支援機器の利用を検討している障がいのある方や支援者に対し、機器の貸出しを行います。



訪問支援

必要に応じて職員やITサポーターが訪問し、機器の設置や操作指導を行います。



ICT講習会等

障がいのある方や支援者を対象に、ICTに関する講習会等を行います。
(講習会連絡先：06-6776-1241)



大阪府精神障がい者 社会生活適応訓練事業について

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課
就労支援グループ



©2014 大阪府もずやん

精神障がい者社会生活適応訓練事業（以下「社適」）とは

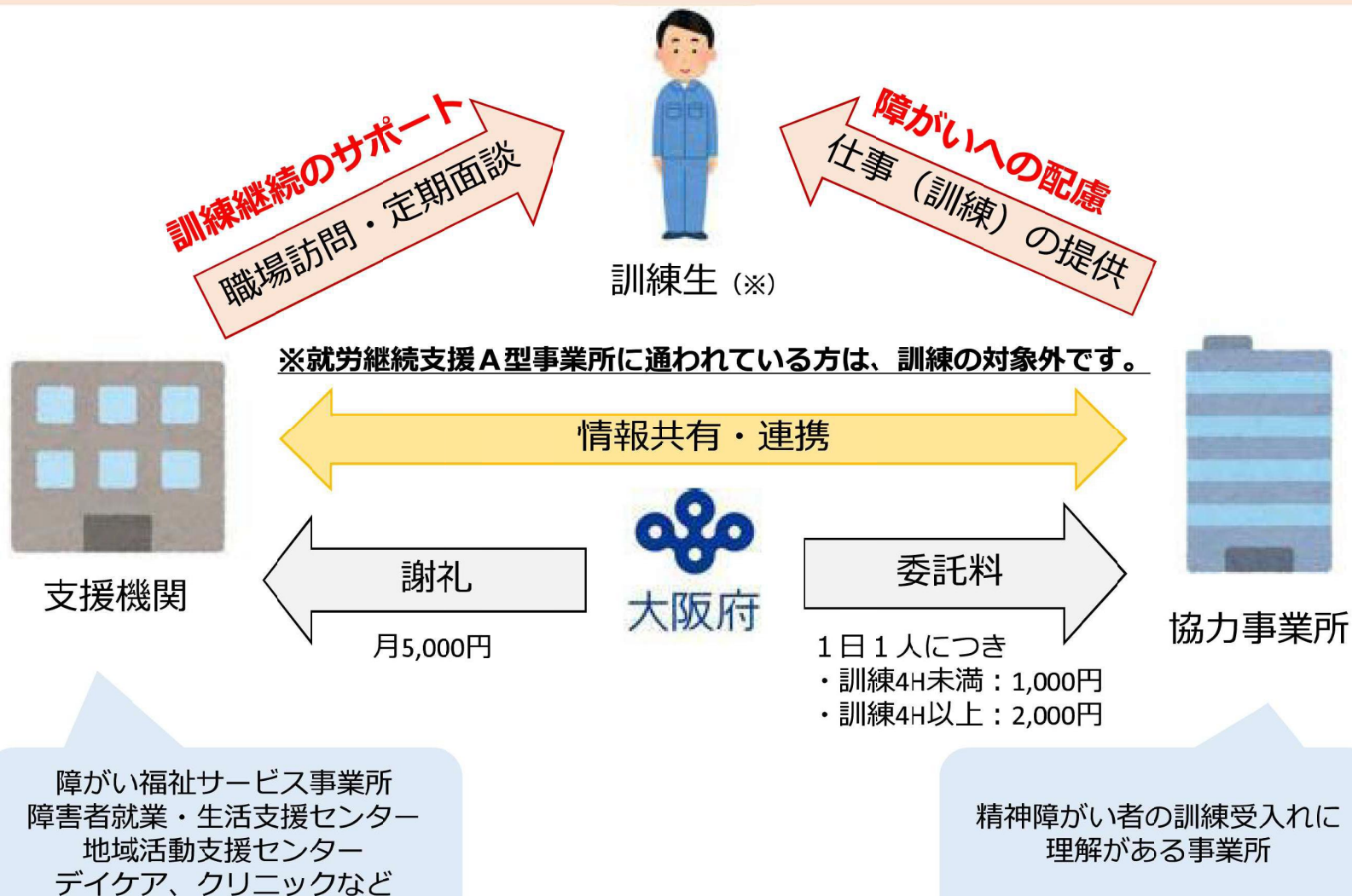
精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、企業などでの仕事を通じて、社会参加や就労に向けた訓練を行うことができる事業です。（原則6ヶ月、最長2年間）

訓練を受けることができる方

次の3つを満たす方が対象です。

- 大阪府内（大阪市、堺市除く）にお住まいの方
- 精神科・心療内科等の医療機関に通院中の方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている方または自立支援医療が適応されている方

社適の訓練システム



社適の訓練システム

支援機関への謝礼について

- 支援機関へは、訓練生への支援（協力事業所への訪問、自事業所内での面談等）に対し、大阪府から謝礼（月5,000円）を支払います。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援 B 型事業所が支援機関として訓練生の支援をされる場合、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」（令和 3 年 3 月 30 日付障障発 0330 第 2 号）の 2（1）に規定される要件を満たしていれば、本事業の訓練に係る支援を「施設外支援」として基本報酬の算定に含めることができます。
- その場合、本事業の訓練に係る支援機関への謝礼については受け取ることができません（請求できるのはどちらか一方のみです。）。

社適を利用するメリット

1. 本人の状態に合わせた訓練ができる

週1日から、1日3時間から訓練が可能

2. 長い訓練期間

原則6ヶ月間、最長2年間の長期の訓練が可能

3. 「チェックシート」により期待される訓練効果

訓練中は「社会生活適応訓練事業 チェックシート」を毎月作成

4. ケース検討会議のスーパーバイズ機能

訓練の進め方、支援のポイント、訓練にあたって注意すべきことなどのアドバイスを受けることができる。

※ケース検討会議の構成員：精神科医師、障害者就業・生活支援センター、こころの健康相談センター、大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課上席調査役

問合せ先

社適の訓練を
利用したい！

協力事業所に
登録したい！

などなど...

社適に興味を持っていたら、
ぜひお気軽にお問い合わせください！

(事務局)
大阪府 福祉部 障がい福祉室
自立支援課 就労支援グループ

電話：06-6944-9177

F A X：06-6942-7125

H P： <https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syateki.html>



©2014 大阪府もずやん

 大阪府 社適